

# 令和3年度山梨県新型コロナウイルス対策 子育て家庭休業助成金について

(ひとり親世帯・市町村民税非課税世帯が対象です)

この制度は、新型コロナウイルスの感染拡大をより積極的に防止するため、小学校の分散登校等の要請や保育所等の登園自粛により、子どもが登校・登園を控え、子どもの世話をを行うため休業を余儀なくされた保護者に対し、休業に伴う収入減の一部を助成するものです。

## ◆助成対象者◆

以下の5項目の全てに該当する方が対象となります。

- (1) 市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯
- (2) 小学校 3 年生以下又は特別支援学級・特別支援学校・保育所・幼稚園・認定こども園等に通う子どもを持つ保護者(ただし、分散登校等の要請や保育所等の登園自粛により登校・登園をしなかったことに伴い、子どもの世話をを行うため休業された方)
  - ☞日曜日や夏休みなど元々休みの日は助成対象外となります。
- (3) 山梨県内に住所を有する者
- (4) 労働基準法第9条に規定する労働者又は事業活動を行う個人事業主
  - ☞事業所から賃金をもらって働いている方や自営業者を言います。アルバイトやパートの方も対象となります。
- (5) 休業期間中、給与、事業所得、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補てんに当たる公的な給付金等が得られない者又は得ない者
  - ☞定休日、年次有給休暇、特別有給休暇、休業手当等の対象日は、助成対象外となります。
  - ☞この助成金を受給した後に、この助成金制度の対象となる期間(8/25~9/12)のうち、同じ日に対して、現在国で検討中の同趣旨の助成金を受給する場合は、県の助成金の返還が必要となります。

## ◆助成内容◆

- ◇支給する助成金の額は、休業した日、一世帯につき一日 4,000 円です。
- ◇最大で13日を限度とします。(適用期間:令和3年8月25日~9月12日)

## ◆請求の方法◆

- ◇助成金請求書(様式第1号)に必要書類を添付し、令和3年11月1日(月)までに子ども福祉課あて郵送してください。 ☞裏面をご覧ください。

## ◆問い合わせ先◆

- ◇詳しい内容は、山梨県子ども福祉課家庭福祉担当(電話055-223-1459)までお問い合わせください。
- ◇助成金請求書等の様式は、以下のホームページからダウンロードできます。  
[https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/r3coronavirus\\_joseikin.html](https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/r3coronavirus_joseikin.html)

手続き等、詳細は、子ども福祉課家庭福祉担当へお問い合わせください。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1  
山梨県子育て支援局子ども福祉課 家庭福祉担当  
電話:055-223-1459 FAX:055-223-1509  
E-mail:kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp